

日田市新清掃センター建設用地選定結果

報 告 書

令和2年11月

日田市新清掃センター建設用地選定委員会

目 次

1. 整備対象施設の概要	1
2. 建設用地の公募及びその結果	1
3. 選定委員会での検討内容等	2
4. 選定評価方法	4
5. 選定評価結果	8

【資料】

- A 日田市新清掃センター建設用地選定委員会設置要綱
- B 日田市新清掃センター建設用地選定委員会名簿

1. 整備対象施設の概要

日田市新清掃センターとして整備予定の施設は、日田市内の家庭や事業所等から発生するすべての一般廃棄物（生ごみを除く。）を対象とするごみ焼却施設（熱エネルギー回収施設）とリサイクルセンター（マテリアルリサイクル施設）とし、各施設の規模等は下記のとおりとする。

【各施設規模等】

区分	規模 処理能力
焼却施設	60 t / 日 (16 時間運転)
リサイクルセンター	7 t / 日

2. 建設用地の公募及びその結果

日田市新清掃センターの建設用地の公募を行い、その結果 8 自治会から 9 箇所の土地の応募があった。

【公募の概要】

主な 応募条件	・ 応募用地が日田市内に所在し、市の中心部から概ね 10 k m 以内に立地していること ・ 造成等によって、2 ヘクタール（6 千坪）以上の平地が確保できること ・ 原則、応募用地に防災、その他法的な規制がかけられていないこと ・ 新清掃センター建設に対して地元自治会（住民）の同意があること ・ 応募用地の地権者全員の合意が得られること（進入路等も含む） ・ 反社会的団体、またはその構成員が所有する土地ではないこと
応募期間	令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

【応募用地】

山田町自治会	伏木町自治会②	女子畑自治会
小ヶ瀬町自治会	朝日町自治会	君迫町自治会
伏木町自治会①	おおやま北部自治会	おおやま都築自治会

3. 選定委員会での検討内容等

選定委員会では、「日田市新清掃センター建設用地選定委員会設置要綱」（第2条）に基づき、公募により応募された新清掃センターの建設用地について評価した結果を市長に報告することを目的とし、下記に示す内容について調査及び審議を行った。

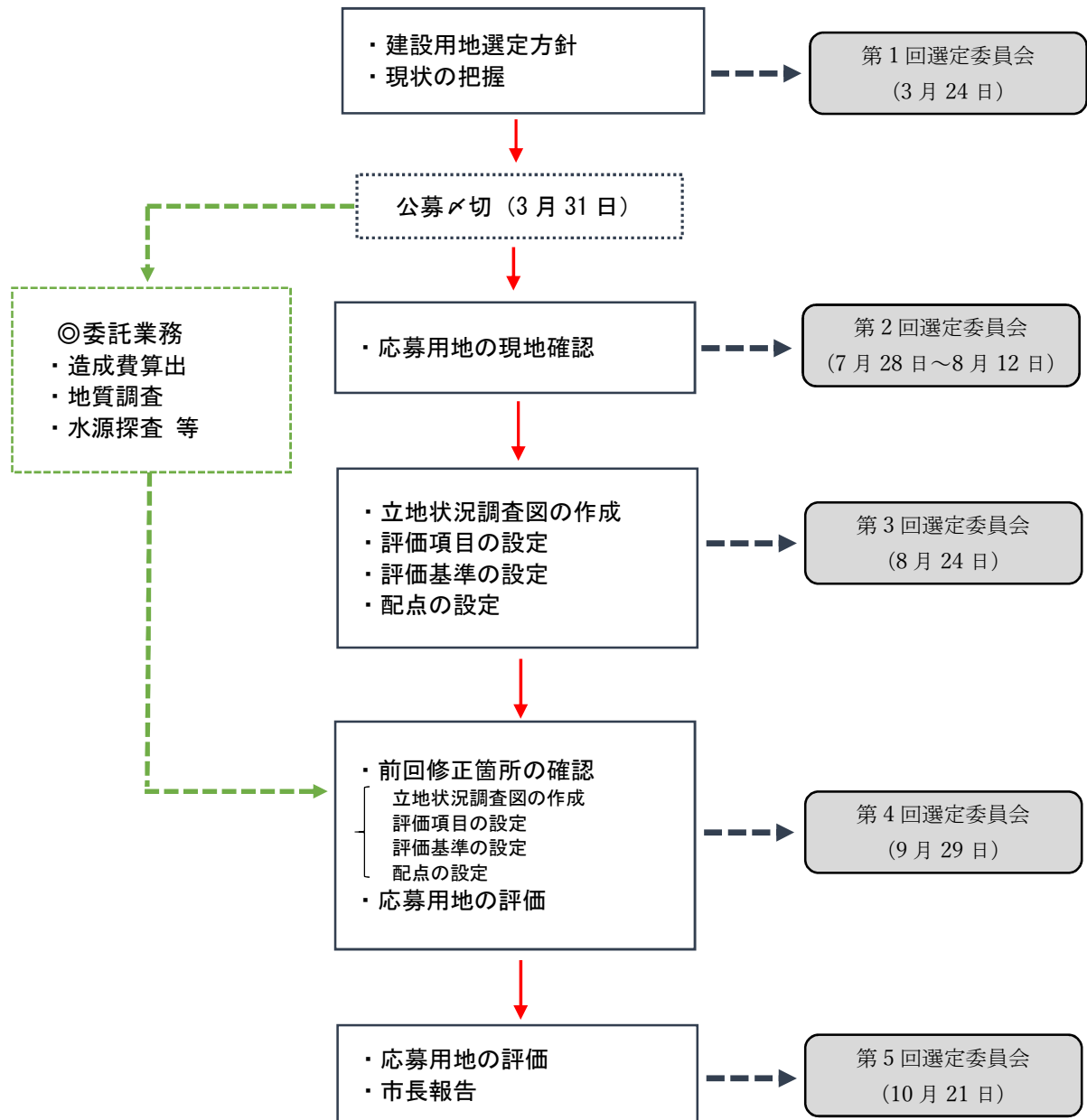
〔選定委員会における検討内容〕

- (1) 建設用地の選定方法
- (2) 応募用地の現地確認
- (3) 評価項目、評価基準、配点等の設定
- (4) 応募用地の評価（建設用地総合評価）

最終評価に至るまでに5回の委員会を開催し、応募用地について調査及び審議を行った。

委員会の開催日程及び主な検討内容		
第1回	令和2年 3月24日	・委嘱状交付 ・正副委員長の選任 ・経過報告 ・日田市新清掃センター建設用地の選定について ・選定委員会の開催日程（案）について
第2回	令和2年 7月28日、30日、 31日、8月12日	・新清掃センター応募用地 現地確認 (4回に分けて実施)
第3回	令和2年 8月24日	・応募用地及び周辺の状況確認 ・評価項目、評価基準、配点等の設定
第4回	令和2年 9月29日	・応募用地及び周辺の状況確認 ・評価項目、評価基準、配点等の設定 ・応募用地の評価
第5回	令和2年 10月21日	・応募用地評価（案）の最終確認 ・選定結果報告（案）の協議 ・市長への選定結果報告

建設用地選定フロー



4. 選定評価方法

選定委員会では、評価方法について審議した結果、(1)～(4)の方法にて応募用地の評価を行うこととした。

(1) 評価方法

4段階（◎、○、△、×）による評価を行う。	
◎	「優れている」又は「支障はない」
○	「やや優れている」又は「支障は少ない」
△	「やや劣っている」又は「やや支障がある」
×	「劣っている」又は「支障がある」
（※評価の項目によっては、3段階又は2段階により評価を行う。）	

(2) 重み付けに基づく配分及び配点

区分ごとの重み付けに基づく配分（配点）は、下記のとおりとする。

☆ 土地利用面	=	全体の 20%を配分 (20 点)
☆ インフラ整備面	=	全体の 15%を配分 (15 点)
☆ 周辺環境面	=	全体の 15%を配分 (15 点)
☆ 防 災 面	=	全体の 25%を配分 (25 点)
☆ 経 済 面	=	全体の 25%を配分 (25 点)

また、区分ごとに評価項目を設定し、重要性等を勘案し、配点の分配を行うこととする。

(3) 点数化（総合評価）

各候補地の評価を点数化することで、候補地ごとの評価点を算出し、順位付けを行う。
なお、点数化については、評価項目ごとの配点に、下記の配分率を乗じて算出する。

【◎】	評価値：評価項目ごとの配点×100%
【○】	評価値：評価項目ごとの配点× 60%
【△】	評価値：評価項目ごとの配点× 30%
【×】	評価値：評価項目ごとの配点× 0%

(4) 評価項目、配点、評価基準

評価項目、配点、評価基準を次表のとおり設定する。

区分、評価の視点、評価項目、配点、評価基準

区分	評価の視点	No.	評価項目	配点	評価基準
土地 利用 面 (20%)	1. 法規制による 指定状況	①	農用地区域等の有無	2	◎ (2.0): 応募用地に農用地区域等がない ○ (1.2): 応募用地に農用地区域はないが、農地があり、農地転用手続きが必要である △ (0.6): 応募用地に農用地区域があり、農振除外の手続きが必要である
		②	地域森林計画対象民有林及び保安林の有無	2	◎ (2.0): 応募用地に地域森林計画対象民有林又は保安林がない ○ (1.2): 応募用地に地域森林計画対象民有林又は保安林がある △ (0.6): 応募用地に地域森林計画対象民有林及び保安林がある
		③	埋蔵文化財包蔵地の有無	2	◎ (2.0): 応募用地に埋蔵文化財包蔵地がない △ (0.6): 応募用地に埋蔵文化財包蔵地がある
	2. 用地の確保	④	敷地面積	2	◎ (2.0): 3haの敷地面積を長方形等の利用しやすい形状で確保できる ○ (1.2): 3haの敷地面積を確保するためには至な形状となる △ (0.6): 3haの敷地面積を確保できない
	3. 用地取得の 難易度	⑤	土地所有者の状況及び地権者の数	3	◎ (3.0): 地権者数が5人未満である ○ (1.8): 地権者数が5人～10人未満である △ (0.9): 地権者数が10人以上である
		⑥	権利（相続）関係	3	◎ (3.0): 相続手続きが完了していない土地はない ○ (1.8): 相続手続きが完了していない土地の地権者数が5人未満である △ (0.9): 相続手続きが完了していない土地の地権者数が5人～10人未満である × (0.0): 相続手続きが完了していない土地の地権者数が10人以上である
	4. 住民との合 意形成	⑦	応募自治会の合意率	3	◎ (3.0): 合意割合が、2/3 以上 △ (0.9): 合意割合が、2/3 未満
		⑧	周辺自治会への影響	3	◎ (3.0): 応募用地が他の自治会区域から300m以上離れている。 ○ (1.8): 応募用地が他の自治会区域から300m以内に位置しているが、他の自治会に属する民家等はない。 △ (0.9): 応募用地が他の自治会区域から300m以内に位置しており、他の自治会に属する民家等が10軒未満存在する。 × (0.0): 応募用地が他の自治会区域から300m以内に位置しており、他の自治会に属する民家等が10軒以上存在する。

区分	評価の視点	No.	評価項目	配点	評価基準
インフラ整備面 (15%)	5. プラント用水・電力の確保	⑨	プラント用水としての地下水確保の容易性	3	◎ (3.0): 開発に適している ○ (1.8): やや開発に適している △ (0.9): やや開発に適さない
		⑩	プラント電力確保の容易性	2	◎ (2.0): プラント電力（高圧）の確保は容易である ○ (1.2): プラント電力（高圧）の確保は可能である △ (0.6): プラント電力（高圧）の確保は可能であるが、大規模な工事が必要である
	6. アクセス道路 ※進路を除く	⑪	アクセス道路の整備の必要性及び規模	8	◎ (8.0): アクセス道路の整備は不要である ○ (4.8): アクセス道路の整備が必要であるが規模は小さい △ (2.4): アクセス道路の整備が必要であるが規模は中程度である × (0.0): アクセス道路の整備が必要で規模も大きい
	7. 余熱利用	⑫	施設外の余熱利用先の有無	2	◎ (2.0): 隣接地に供給可能な公共施設や地域の共用施設がある ○ (1.2): 隣接地に個人所有の農地等があり施設整備などにより供給可能である × (0.0): 隣接地に供給可能な施設がない
周辺環境面 (15%)	8. 自然環境・景観への影響	⑬	自然公園地域の有無	3	◎ (3.0): 応募用地に自然公園地域がない ○ (1.8): 応募用地に自然公園特別地域はないが、自然公園地域がある △ (0.9): 応募用地に自然公園特別地域がある
	9. 民家の有無	⑭	一定距離範囲内の民家数	3	◎ (3.0): 応募用地の敷地境界から300m以内に民家がない ○ (1.8): 応募用地の敷地境界から300m以内の民家数は5軒未満である △ (0.9): 応募用地の敷地境界から300m以内の民家数は5軒以上50軒未満である × (0.0): 応募用地の敷地境界から300m以内の民家数は50軒以上である
	10. 学校、幼稚園、病院等の有無	⑮	一定距離範囲内の学校、幼稚園、病院等の関連施設数	3	◎ (3.0): 応募用地の敷地境界から300m以内に関連施設がない ○ (1.8): 応募用地の敷地境界から300m以内の関連施設数は1軒である △ (0.9): 応募用地の敷地境界から300m以内の関連施設数は2軒以上である
	11. 交通渋滞	⑯	収集運搬車両等の通行による交通渋滞への影響	3	◎ (3.0): 影響なし ○ (1.8): 一時的な影響を与える △ (0.9): 慢性的な影響を与える
	12. 地域振興策の有効活用	⑰	立地交付金使途予定	3	◎ (3.0): 交付金使途予定が具体的に示されており、内容が特に優れている ○ (1.8): 交付金使途予定が具体的に示されている △ (0.9): 交付金使途予定の一部が具体的にない

区分	評価の視点	No.	評価項目	配点	評価基準
防災面 (25%)	13. 土砂災害等の危険性	⑮	急傾斜地崩壊危険箇所等の防災上危険区域の指定状況	5	◎ (5.0): 応募用地及び周辺に危険箇所等がない ○ (3.0): 応募用地に危険箇所等はないが周辺に危険箇所等がある △ (1.5): 応募用地に危険箇所等があるが、対策は容易である × (0.0): 応募用地に危険箇所等があり、大規模な対策が必要である
		⑯	アクセス道路の急傾斜地崩壊危険箇所等の防災上危険区域の指定状況	5	◎ (5.0): アクセス道路に危険箇所がない ○ (3.0): クセス道路の危険箇所は、1箇所以上3箇所未満である △ (1.5): アクセス道路の危険箇所は、3か所以上6箇所未満である × (0.0): アクセス道路の危険箇所は、6箇所以上である
		⑰	災害発生時の迂回路の有無	5	◎ (5.0): 応募用地までの道路が通行止めの場合、大型車通行可能な迂回路が複数あり、大きな支障がない ○ (3.0): 応募用地までの道路が通行止めの場合、大型車通行可能な迂回路がある △ (1.5): 応募用地までの道路が通行止めの場合、大型車以外は通行可能な迂回路がある × (0.0): 応募用地までの道路が通行止めの場合、通行止めの場所によっては、迂回できない
	14. 浸水被害等の危険性	⑱	浸水想定区域の有無	5	◎ (5.0): 応募用地が浸水想定区域となっていない。 ○ (3.0): 応募用地が浸水想定区域となっているが、対策は容易である。 △ (1.5): 応募用地が浸水想定区域となっており、大規模な対策が必要である。
	15. 地震の危険性	⑲	地震が発生した場合の揺れの大きさ	5	◎ (5.0): 震度5弱以下 ○ (3.0): 震度5強 △ (1.5): 震度6弱以上
経済面 (25%)	16. 建設費等	⑳	土地造成費用（搬入道路整備費含む）	10	◎ (10.0): 土地造成費用は平均値の80%未満である ○ (6.0): 土地造成費用は平均値の80%以上120%未満である △ (3.0): 土地造成費用は平均値の120%以上である
		㉑	用地取得費用（補償費含む）	5	◎ (5.0): 用地取得費用は平均値の80%未満である ○ (3.0): 用地取得費用は平均値の80%以上120%未満である △ (1.5): 用地取得費用は平均値の120%以上である
	17. 維持管理費	㉒	収集運搬効率（距離的要因）	7	◎ (7.0): 走行距離は平均値の80%未満である ○ (4.2): 走行距離は平均値の80%以上120%未満である △ (2.1): 走行距離は平均値の120%以上である
		㉓	収集運搬効率（標高差による要因） ※積雪、凍結対策	3	◎ (3.0): 市中心部との標高差100m未満である ○ (1.8): 市中心部との標高差は100m以上200m未満である △ (0.9): 市中心部との標高差は200m以上である

5. 選定評価結果

選定委員会では、「4. 選定評価方法」に基づき、応募用地の評価の審議及び点数化を行い、市長に報告した。

その結果を次表に示す。

日田市新清掃センター建設用地選定 総合評価

区分名	区分 配点	山田町 自治会	小ヶ瀬町 自治会	伏木町 自治会①	伏木町 自治会②	朝日町 自治会	おおやま北部 自治会	女子畑 自治会	君迫町 自治会	おおやま都築 自治会
土地利用面	20	11.0 (7)	6.9 (9)	11.7 (4)	11.3 (6)	10.3 (8)	18.0 (1)	13.5 (3)	16.0 (2)	11.7 (4)
インフラ整備面	15	9.8 (3)	11.0 (2)	6.5 (5)	12.1 (1)	6.6 (4)	4.8 (7)	5.0 (6)	4.1 (9)	4.2 (8)
周辺環境面	15	10.5 (6)	9.6 (7)	9.6 (7)	9.6 (7)	11.7 (3)	11.4 (5)	13.8 (1)	11.7 (3)	13.8 (1)
防 災 面	25	23.0 (1)	23.0 (1)	16.0 (7)	19.5 (5)	16.0 (7)	15.5 (9)	21.0 (3)	16.5 (6)	21.0 (3)
経 済 面	25	21.5 (2)	19.0 (3)	11.0 (7)	11.0 (7)	23.0 (1)	9.6 (9)	14.1 (6)	17.0 (4)	16.6 (5)
合 計 点	100	75.8	69.5	54.8	63.5	67.6	59.3	67.4	65.3	67.3
順 位		1	2	9	7	3	8	4	6	5

注: 点数右側の括弧内は各区分における順位を示す

応募用地の評価 No.1

区分	評価の視点	No.	評価項目	配点	評価基準	山田	小ヶ瀬	伏木①	伏木②	朝日	おおやま北部	女子畑	君迫	おおやま都築	
土地 利用 面 (20%)	1. 法規制による 指定状況	①	農用地区域等の 有無	20	2 ◎ (2.0): 応募用地に農用地区域等がない ○ (1.2): 応募用地に農用地区域はないが、農地があり、農地転用手続きが必要である。 △ (0.6): 応募用地に農用地区域があり、農振除外の手続きが必要である。	△	○	△	△	△	◎	◎	△	◎	
		②	地域森林計画対象民有林及び保安林の有無		2 ◎ (2.0): 応募用地に地域森林計画対象民有林又は保安林がない ○ (1.2): 応募用地に地域森林計画対象民有林又は保安林がある △ (0.6): 応募用地に地域森林計画対象民有林及び保安林がある	◎	○	○	○	○	○	△	○		
		③	埋蔵文化財包蔵地の有無		2 ◎ (2.0): 応募用地に埋蔵文化財包蔵地がない △ (0.6): 応募用地に埋蔵文化財包蔵地がある	△	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	2. 用地の確保	④	敷地面積		2 ◎ (2.0): 3haの敷地面積を長方形等の利用しやすい形状で確保できる ○ (1.2): 3haの敷地面積を確保するためには歪な形状となる △ (0.6): 3haの敷地面積を確保できない	○	○	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎
					△ (0.6): 3haの敷地面積を確保できない	1.2	1.2	0.6	0.6	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	3. 用地取得の 難易度	⑤	土地所有者の状況及び地権者の数		3 ◎ (3.0): 地権者数が5人未満である ○ (1.8): 地権者数が5人～10人未満である △ (0.9): 地権者数が10人以上である	△ 26人	△ 33人	△ 19人	△ 26人	△ 33人	◎ 1人	○ 9人	◎ 1人	△ 22人	
					△ (0.9): 地権者数が10人以上である	0.9	0.9	0.9	0.9	3.0	1.8	3.0	0.9		
		⑥	権利（相続）関係		3 ◎ (3.0): 相続手続きが完了していない土地はない ○ (1.8): 相続手続きが完了していない土地の地権者数が5人未満である △ (0.9): 相続手続きが完了していない土地の地権者数が5人～10人未満である × (0.0): 相続手続きが完了していない土地の地権者数が10人以上である	○ 1人	△ 5人	○ 3人	× 18人	○ 3人	◎ 0人	○ 1人	◎ 0人	△ 6人	
	4. 住民との合意形成	⑦	応募自治会の合意率		3 ◎ (3.0): 合意割合が、2/3 以上 △ (0.9): 合意割合が、2/3 未満	◎ 3.0	△ 0.9	◎ 3.0	◎ 3.0	△ 0.9	◎ 3.0	△ 0.9	◎ 3.0	△ 0.9	
					◎ (3.0): 応募用地が他の自治会区域から300m以上離れている。 ○ (1.8): 応募用地が他の自治会区域から300m以内に位置しているが、他の自治会に属する民家等はない。 △ (0.9): 応募用地が他の自治会区域から300m以内に位置しており、他の自治会に属する民家等が10軒未満存在する。 × (0.0): 応募用地が他の自治会区域から300m以内に位置しており、他の自治会に属する民家等が10軒以上存在する。	△ 0.9	× 0.0	◎ 3.0	◎ 3.0	△ 0.9	○ 1.8	○ 1.8	○ 1.8		
		⑧	周辺自治会への影響		3										
	土地利用面小計					20点満点	11.0	6.9	11.7	11.3	10.3	18.0	13.5	16.0	11.7
土地利用面					順位	7	9	4	6	8	1	3	2	4	

応募用地の評価 No.2

区分	評価の視点	No.	評価項目	配点	評 価 基 準	山田	小ヶ瀬	伏木①	伏木②	朝日	おおやま北部	女子畑	君迫	おおやま都築
インフラ整備面 (15%)	5. プラント用水・電力の確保	⑨	プラント用水としての地下水確保の容易性	3	◎ (3.0): 開発に適している	○	◎	△	△	○	◎	○	△	○
					○ (1.8): やや開発に適している	1.8	3.0	0.9	0.9	1.8	3.0	1.8	0.9	1.8
					△ (0.9): やや開発に適さない									
	6. アクセス道路 ※進入路を除く	⑩	プラント電力確保の容易性	2	◎ (2.0): プラント電力（高圧）の確保は容易である	◎	◎	◎	◎	○	△	◎	◎	○
					○ (1.2): プラント電力（高圧）の確保は可能である	約220m要延長	約80m要延長	約10m要延長	約80m要延長	約410m要延長	500m超要延長	用地内電柱から引込可	用地内電柱から引込可	約390m要延長
					△ (0.6): プラント電力（高圧）の確保は可能であるが、大規模な工事が必要である	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2	0.6	2.0	2.0	1.2
	7. 余熱利用	⑪	アクセス道路の整備の必要性及び規模	8	◎ (8.0): アクセス道路の整備は不要である	○	○	△	◎	△	×	×	×	×
					○ (4.8): アクセス道路の整備が必要であるが規模は小さい									
					△ (2.4): アクセス道路の整備が必要であるが規模は中程度である									
		⑫	施設外の余熱利用先の有無	2	× (0.0): アクセス道路の整備が必要で規模も大きい	4.8	4.8	2.4	8.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0
◎ (2.0): 隣接地に供給可能な公共施設や地域の共用施設がある					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○ (1.2): 隣接地に個人所有の農地等があり施設整備などにより供給可能である														
					× (0.0): 隣接地に供給可能な施設がない	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
インフラ整備面小計					15点満点	9.8	11.0	6.5	12.1	6.6	4.8	5.0	4.1	4.2
インフラ整備面					順 位	3	2	5	1	4	7	6	9	8

区分	評価の視点	No.	評価項目	配点	評 価 基 準	山田	小ヶ瀬	伏木①	伏木②	朝日	おおやま北部	女子畑	君迫	おおやま都築
周辺環境面 (15%)	8. 自然環境・景観への影響	⑬	自然公園地域の有無	3	◎ (3.0): 応募用地に自然公園地域がない	◎	◎	△	△	◎	○	◎	△	◎
					○ (1.8): 応募用地に自然公園特別地域はないが、自然公園地域がある	3.0	3.0	0.9	0.9	3.0	1.8	3.0	0.9	3.0
					△ (0.9): 応募用地に自然公園特別地域がある									
	9. 民家の有無	⑭	一定距離範囲内の民家数	3	◎ (3.0): 応募用地の敷地境界から300m以内に民家がない	△	×	△	△	△	○	◎	◎	◎
					○ (1.8): 応募用地の敷地境界から300m以内の民家数は5軒未満である	14軒	122軒	32軒	8軒	6軒	1軒	0軒	0軒	0軒
					△ (0.9): 応募用地の敷地境界から300m以内の民家数は5軒以上50軒未満である									
	10. 学校、幼稚園、病院等の有無	⑮	一定距離範囲内の学校、幼稚園、病院等の関連施設数	3	× (0.0): 応募用地の敷地境界から300m以内の民家数は50軒以上である	0.9	0.0	0.9	0.9	0.9	1.8	3.0	3.0	3.0
					◎ (3.0): 応募用地の敷地境界から300m以内に関連施設がない	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
					○ (1.8): 応募用地の敷地境界から300m以内の関連施設数は1軒である	1軒	1軒	0軒	0軒	0軒	0軒	0軒	0軒	0軒
	11. 交通渋滞	⑯	収集運搬車両等の通行による交通渋滞への影響	3	△ (0.9): 応募用地の敷地境界から300m以内の関連施設数は2軒以上である	1.8	1.8	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
◎ (3.0): 影響なし					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
○ (1.8): 一時的な影響を与える														
12. 地域振興策の有効活用	⑰	立地交付金使途予定	3	△ (0.9): 慢性的な影響を与える	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
				◎ (3.0): 交付金使途予定が具体的に示されており、内容が特に優れている	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				○ (1.8): 交付金使途予定が具体的に示されている										
					△ (0.9): 交付金使途予定の一部が具体的にない	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
周辺環境面小計					15点満点	10.5	9.6	9.6	9.6	11.7	11.4	13.8	11.7	13.8
周辺環境面					順 位	6	7	7	7	3	5	1	3	1

応募用地の評価 No.3

区分	評価の視点	No.	評価項目	配点	評 価 基 準	山田	小ヶ瀬	伏木①	伏木②	朝日	おおやま北部	女子畑	君迫	おおやま都築									
防 災 面 (25%) ()	13. 土砂災害等 の危険性	⑱	急傾斜地崩壊危険箇所等の防災上危険区域の指定状況	5	◎ (5.0): 応募用地及び周辺に危険箇所等がない	◎	○	△	◎	△	○	◎	◎	◎									
					○ (3.0): 応募用地に危険箇所等はないが周辺に危険箇所等がある										5.0	3.0	1.5	5.0	1.5	3.0	5.0	5.0	5.0
		△ (1.5): 応募用地に危険箇所等があるが、対策は容易である																					
		× (0.0): 応募用地に危険箇所等があり、大規模な対策が必要である																					
		⑲	アクセス道路の急傾斜地崩壊危険箇所等の防災上危険区域の指定状況	5	◎ (5.0): アクセス道路に危険箇所がない	○	◎	△	△	△	○	○	△	○									
					○ (3.0): アクセス道路の危険箇所は、1箇所以上3箇所未満である										1箇所	0箇所	5箇所	4箇所	4箇所	2箇所	2箇所	3箇所	2箇所
	△ (1.5): アクセス道路の危険箇所は、3か所以上6箇所未満である	3.0	5.0	1.5	1.5	1.5	3.0	3.0	1.5	3.0													
	× (0.0): アクセス道路の危険箇所は、6箇所以上である																						
	⑳	災害発生時の迂回路の有無	5	◎ (5.0): 応募用地までの道路が通行止めの場合、大型車通行可能な迂回路が複数あり、大きな支障がない	◎	◎	○	○	◎	△	◎	×	◎										
				○ (3.0): 応募用地までの道路が通行止めの場合、大型車通行可能な迂回路がある										5.0	5.0	3.0	3.0	5.0	1.5	5.0	0.0	5.0	
△ (1.5): 応募用地までの道路が通行止めの場合、大型車以外は通行可能な迂回路がある																							
× (0.0): 応募用地までの道路が通行止めの場合、通行止めの場所によっては、迂回できない																							
14. 浸水被害等 の危険性	㉑	浸水想定区域の有無	5	◎ (5.0): 応募用地が浸水想定区域となっていない。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎									
				○ (3.0): 応募用地が浸水想定区域となっているが、対策は容易である。											5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
				△ (1.5): 応募用地が浸水想定区域となっており、大規模な対策が必要である。																			
15. 地震の危険 性	㉒	地震が発生した場合の揺れの大きさ	5	◎ (5.0): 震度5弱以下	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	○										
				○ (3.0): 震度5強										5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	5.0	3.0	
				△ (1.5): 震度6弱以上																			
防災面小計 25点満点						23.0	23.0	16.0	19.5	16.0	15.5	21.0	16.5	21.0									
防災面 順 位						1	1	7	5	7	9	3	6	3									

応募用地の評価 No.4

区分	評価の視点	No.	評価項目	配点	評 価 基 準	山田	小ヶ瀬	伏木①	伏木②	朝日	おおやま北部	女子畑	君迫	おおやま都築
経済面 (25%)	16. 建設費等	㉓	土地造成費用 (搬入道路整備費含む)	25	◎(10.0): 土地造成費用は平均値の80%未満である	◎	○	△	△	◎	△	○	○	◎
					○(6.0): 土地造成費用は平均値の80%以上120%未満である									
					△(3.0): 土地造成費用は平均値の120%以上である	10.0	6.0	3.0	3.0	10.0	3.0	6.0	6.0	10.0
	◎(5.0): 用地取得費用は平均値の80%未満である	△	○		◎	◎	○	△	○	◎	△			
	○(3.0): 用地取得費用は平均値の80%以上120%未満である													
	△(1.5): 用地取得費用は平均値の120%以上である	1.5	3.0		5.0	5.0	3.0	1.5	3.0	5.0	1.5			
	17. 維持管理費	㉕	収集運搬効率 (距離的要因)	◎(7.0): 走行距離は平均値の80%未満である	◎	◎	△	△	◎	○	○	○	○	○
				○(4.2): 走行距離は平均値の80%以上120%未満である										
△(2.1): 走行距離は平均値の120%以上である				7.0	7.0	2.1	2.1	7.0	4.2	4.2	4.2	4.2		
	㉖	収集運搬効率 (標高差による要因) ※積雪、凍結対策	◎(3.0): 市中心部との標高差100m未満である	◎	◎	△	△	◎	△	△	○	△		
			○(1.8): 市中心部との標高差は100m以上200m未満である											
			△(0.9): 市中心部との標高差は200m以上である	3.0	3.0	0.9	0.9	3.0	0.9	0.9	1.8	0.9		
経済面小計 25点満点						21.5	19.0	11.0	11.0	23.0	9.6	14.1	17.0	16.6
経済面 順 位						2	3	7	7	1	9	6	4	5

日田市新清掃センター建設用地選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が新たに整備する清掃センターの建設用地を選定するため、日田市新清掃センター建設用地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、公募により応募された新清掃センターの建設用地について、調査及び審議を行い、その選定結果を市長に報告することを任務とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会連合会を代表する者
- (3) 環境審議会を代表する者
- (4) その他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境部、新清掃センター建設室において処理する。

(公開)

第8条 会議は非公開とし、選定結果を市長に報告後、会議内容の要旨及び選定結果を開示するものとする。

(委員の守秘義務)

第9条 委員その他会議に出席した者は、委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、令和2年2月7日から施行する。

日田市新清掃センター建設用地選定委員会名簿

NO	職 名	氏 名	役 職 名
1	委員長	島岡 隆行	学識経験者 (九州大学大学院工学研究院環境社会部門教授)
2	副委員長	井上 營吉	自治会連合会代表（会長）
3	委 員	橋本 成人	自治会連合会代表（副会長）
4	委 員	諫本 憲司	環境審議会代表（副会長）
5	委 員	田辺 徳子	環境審議会代表
6	事務局	江田 徳浩	市民環境部長
7		吉松 徹	新清掃センター建設室長
8		河野 正志	環境課長
9		穴井 照二郎	清掃センター所長（～令和2年3月31日）
		牛島 末浩	清掃センター所長（令和2年4月1日～）
10		梶原洋一郎	新清掃センター建設室主幹（総括） （～令和2年9月30日）
		朝倉 康幸	新清掃センター建設室主幹（総括） （令和2年10月1日～）
11		投野 祐二	新清掃センター建設室主幹
12		本松 裕児	新清掃センター建設室主査